

○長野原町道路占用規則

昭和55年3月28日

規則第2号

改正 平成2年6月13日規則第6号

平成12年3月9日規則第1号

平成18年3月22日規則第3号

平成24年3月19日規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)及び道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)に定めあるもののほか、道路の占用について必要な事項を定めることを目的とする。

(書類の経由)

第2条 法、令及びこの規則により町長(以下「道路管理者」という。)に提出する申請書及び届書は、建設課へ提出するものとする。

(法人の申請、届出)

第3条 前条に係る申請又は届出をする者が法人である場合は、その名称、事務所、所在地及びその代表者の氏名を当該申請書又はその届書に記載しなければならない。

(代理人の設定)

第4条 申請をした者が町外に居住している場合には、町内に居住する者の中から適当な代理人を定めなければならない。

(許可申請の様式)

第5条 法第32条の規定により許可を受けようとする者は、道路占用許可申請書(様式第1号)1通及び次の各号の関係書類を添付して道路管理者に提出しなければならない。

- (1) 付近平面図(付近100メートル以内の見取図)
- (2) 実測求積図、縦断面図、横断面図
- (3) その他道路管理者が特に必要と認めて指示した図書

2 占用事項中軽易なものにあつては、前項第3号に規定する図書の提出を省略することができる。

(許可事項の変更)

第6条 前条の規定により許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)が許可事項を変更しようとする場合は、令で定めた軽易な事項以外については、道路占用変更許可申請書(様

式第2号)を道路管理者に提出しなければならない。

(占有の標示)

第7条 道路占有者は、占用地又は占有に伴ない施設をした工作物の見易い箇所に、道路占有許可済の旨を道路占有許可済標識(様式第3号)により標示しておかなければならない。ただし、道路管理者が標示を不相当と認めたものについては、この限りでない。

2 道路占有許可済標識は、道路占有許可の際道路管理者が占有者に交付する。

(占有の継続)

第8条 継続して占有の許可を受けようとする者は、当該占有期間満了20日前までに道路占有継続許可申請書(様式第4号)を道路管理者に提出して許可を受けなければならない。

(権利の譲渡又は承継)

第9条 道路占有の権利を譲渡又は承継しようとする者は、当事者連名をもって事由を具して道路占有名義変更許可申請書(様式第5号)を道路管理者に提出し許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、相続によって承継する者は、戸籍抄本を添えその旨を道路管理者に届け出なければならない。

(共同占有)

第10条 2人以上の者が共同して占有しようとするときは、代表者が申請を行うと共に、別に連名をもって事由を具申しなければならない。

(復旧検査)

第11条 占有期間が満了したとき又は占有を廃止したときは、道路占有者は直ちに原状に回復し、道路占有原形回復届(様式第6号)を道路管理者に提出し、その検査を受けなければならない。

2 占有の許可を受けた法人が解散したときは、清算人が前項の処理をしなければならない。

3 道路占有者が死亡し、その相続人が占有権を放棄した場合は、相続人が第1項に規定する処置をしなければならない。

4 道路管理者は、第1項の規定による検査の結果不相当と認めるものがあるときは、原状の回復を命じ、又は第三者をして修補させることがある。

5 前項の場合において、修補に要する費用は道路占有者の負担とする。

(占有料の徴収等)

第12条 法第32条第1項及び第3項の規定に基づき町長が許可した事項(法第35条の規定に基づき占有の協議し、同意を得た事項を含む。)に係る長野原町道路占有料徴収条例(昭和

55年条例第2号)に基づく占用料並びに法第58条の規定に基づく原因者負担金の徴収及び還付については、町長の許可済減免済等の通知に基づいて当該許可等に係る道路を管轄する産業建設課で行う。

(許可の取消)

第13条 道路管理者は、法令、及びこの規則に違反する行為のあったとき、その他特に必要と認められるときは、道路の占用許可を取消することができる。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平成2年6月13日規則第6号)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成2年7月1日から適用する。

付 則(平成12年3月9日規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月22日規則第3号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

道路占用許可申請書
協議

新規	更新	変更	(番号)
			年 月 日

年 月 日

長野原町長 様

〒

住所

氏名

印

担当者

TEL

道路法 第32条の規定により許可を申請
第35条 協議 します。

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所				
占用物件	名	称	規	模	数 量
占用の期間	年	月	日から	間	占用物件の構造
工事の期間	年	月	日から	間	工事実施の方法
道路の復旧方法				添付書類	
備考					

様式第2号(第6条関係)

種 別		変 更 前	変 更 後
道路占用変更許可申請書 長野原町長 様 住所 氏名 ㊟ 年 月 日 次のとおり許可してください。			
1	路 線 名		
2	場 所	大字 郡 町 番地	大字 郡 町 番地
3	目 的		
4	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
5	工 作 物 件 又 は 施 設 の 構 造		
6	占 用 面 積		
7	工 事 実 施 の 方 法		
8	工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
9	道 路 の 復 旧 方 法		
10	占 用 料		
11	前 許 可 年 月 日 号 指 令 番 号		

様式第3号(第7条関係)

道 路 占 用 許 可 済 標 識		
1 許 可	年 月 日	年 月 日
	番 号	長野原町指令長建第 号
2 路 線 名		
3 場 所	長野原町大字 字 番地先	
4 目 的		
5 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
6 面 積		
7 占 用 者	住 所	
	氏 名	

様式第4号(第8条関係)

道路占用継続許可申請書		
年 月 日		
長野原町長 様		
住 所		
氏 名 ㊟		
次のとおり許可してください。		
1	路 線 名	
2	場 所	
3	目 的	
4	期 間	
5	工 作 物 件 又 は 施 設 の 構 造	
6	占 用 面 積	
7 前 許 可	年 月 日	
	番 号	

様式第5号(第9条関係)

道路占用名義変更許可申請書 (代理人変更届)	
種 別	
1 道路 占 用 の 場 所	
2 道路 占 用 の 目 的	
3 道路 占 用 の 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
4 工 作 物 件 又 は 施 設 の 構 造 (占 用 面 積)	
5 名 義 人 (代 理 人)	新
	旧
変 更 理 由	
<p>上記のとおり 年 月 日付長野原町指令長建第 号で許可を受け占用 中ですが名義(代理人)を変更したいので(したから)申請します。(お届けします。)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 ㊟</p> <p>長野原町長 様</p>	

様式第6号(規格B5)(第11条関係)

道路占用原形回復届	
年 月 日	
長野原町長 様	
住所 氏名 ㊟	
次のとおり原形に回復しました。	
1 路 線 名	
2 占 用 の 場 所	長野原町大字 番地
3 占 用 の 目 的	
4 占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
5 工作物、物件又は 施設の構造	
6 占 用 の 面 積	
7 原形回復完了日	年 月 日
8 回 復 の 方 法	

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(規格B5)(第11条関係)